資料 4-2

# 歴史的公文書の利用を制限する事項

## Ⅰ　法令秘情報

法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

【参考】仙台市情報公開条例第 7 条第 1 号
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 1 号オ（札幌市情報公開条例第 7 条第 6 号）
相模原市公文書管理条例第 15 条第 1 項第 1 号エ（相模原市情報公開条例第 7 条第 6 号）

## Ⅱ　個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等(国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。)、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。)、地方公務員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

【参考】仙台市情報公開条例第 7 条第 2 号
公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 1 号イ（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号）
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 1 号ア（札幌市情報公開条例第 7 条第 1 号）
相模原市公文書管理条例第 15 条第 1 項第 1 号ア（相模原市情報公開条例第 7 条第 1 号）

Ⅲ　法人情報

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【参考】仙台市情報公開条例第 7 条第 3 号
公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 1 号ロ（行政機関情報公開法第 5 条第 2 号）
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 1 号イ（札幌市情報公開条例第 7 条第 2 号）
相模原市公文書管理条例第 15 条第 1 項第 1 号イ（相模原市情報公開条例第 7 条第 2 号）

Ⅳ　公共安全・秩序維持情報

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

【参考】仙台市情報公開条例第 7 条第 4 号
公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 1 号ハ（行政機関情報公開法第 5 条第 4 号）
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 1 号ウ（札幌市情報公開条例第 7 条第 3 号）
相模原市公文書管理条例第 15 条第 1 項第 1 号ウ（相模原市情報公開条例第 7 条第 3 号）

Ⅴ　行政運営情報

市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【参考】仙台市情報公開条例第 7 条第 6 号イ
公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 1 号ロ（行政機関情報公開法第 5 条第 6 号イ）
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 1 号エ（札幌市情報公開条例第 7 条第 5 号）
相模原市公文書管理条例第 15 条第 1 項第 1 号エ（相模原市情報公開条例第 7 条第 5 号ア）

Ⅵ　寄贈者意思による制限

| |
|---|
| 当該歴史的公文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈されたものであって、当該期間が経過していない場合 |

【参考】公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 4 号
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 2 号

Ⅶ　原本破損、汚損のおそれ、修復等の作業中

| |
|---|
| 当該歴史的公文書の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合 |

【参考】公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 5 号
札幌市公文書管理条例第 17 条第 2 項第 3 号
相模原市公文書管理条例第 15 条第 1 項第 2 号